

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、落札決定及び契約締結にあたっては、本調達案件に係る令和7年度予算（暫定予算を含む。）の成立及び予算示達が条件となることを了承のうえ、入札に参加すること。

令和7年2月14日

支出負担行為担当官
九州農政局長 緒方 和之

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和7年度九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所庁舎外1庁舎で使用する電気の調達
- (2) 履 行 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 需 要 場 所 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人が契約締結のために必要な同意をその法定代理人、保佐人又は補助人から得ている場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている九州・沖縄地域の競争参加資格者であり、かつ、令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の定期審査受付において更新申請を行っている者であること。
なお、落札決定時に令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」における「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない者の入札は、無効とする。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出計数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。
- (6) 6（3）の資格を証する書面等の提出期限の日から9（2）の開札日時までの間において、契約担当官等から九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月23日付け26九総第548号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 「調達ポータル」の利用

本案件は、競争参加資格の確認のための証明書等提出及び入札を調達ポータル中の政府電子調達システム（G E P S）（以下「電子入札方式」という。）で行う対象案件である。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

なお、電子入札方式によりがたい者は、持参又は郵送による証明書等提出及び入札に変更す

ることができる（以下「紙入札方式」という。）。

政府電子調達システム（G E P S）において、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、開札日時を変更する場合がある。

4 入札方法

入札は、紙入札方式を除き、電子調達システム（G E P S）による。また、本調達においては、個人事業主に加えて、入札参加者から委任等を受けた者のマイナンバーカードを用いて電子入札を行うことができるものとする。

入札書に記載する金額は、一切の諸経費等を含めた上で、事業者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ発注者が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とするが、事業者において独自の算定方法（割引など）があり、その算出方法により求めた金額（年間総価）を入札金額とすることも可能とする。

なお、入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金は含めないものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 100 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約条項を示す場所等及び入札説明書等の取得方法

（1）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒860-8527 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号（熊本地方合同庁舎 A 棟 4 階）

九州農政局総務部会計課調達係 吉田 考志

電話 096-211-9111 内線 4084

メール kyushu_kaikeichotatsu@maff.go.jp

（2）入札手続等に関する担当部局

〒860-8527 熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号（熊本地方合同庁舎 A 棟 4 階）

九州農政局総務部会計課審査係 隅倉 龍朋

電話 096-211-9111 内線 4076

（3）入札説明書の交付

本案件に係る入札説明書等の資料は、「調達ポータル」サイトの「調達情報検索」で本案件を検索の上、必要な情報を入力又は選択しダウンロードする方法で入手すること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

なお、開札日までダウンロードすることができる。

また、資料の入手が困難な場合は、令和 7 年 2 月 14 日午前 9 時 00 分から令和 7 年 3 月 4 日午後 5 時 00 分まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に定める行政機関の休日を除く。）上記 5（1）の場所で交付する。この場合において、郵送による交付を希望する場合は期間内に問い合わせること。

（4）本件に質問がある場合は、入札説明書 6（4）に従い、問い合わせること。

（5）入札説明会の日時及び場所 実施しない

6 入札者に求められる義務等（証明書等の提出）

入札に参加を希望する者は、入札説明書 7（1）に記載されている証明書等を提出するものとし、提出方法及び期限は以下のとおりとする。

（1）電子入札方式による場合の提出方法

「調達ポータル」サイト中の政府電子調達システム（G E P S）を利用して提出する。

(2) 紙入札方式（持参・郵送）による場合の提出方法

5（1）の場所へ持参又は書留郵便により提出する。

(3) 提出期限

令和7年3月5日午前12時00分までとする。

※郵送による提出を行う場合は期限厳守（必着）のこと。

(4) 落札予定者は、開札後から落札決定までの間に令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）資格審査結果通知書の写しを提出すること。

7 証明書等の審査

入札説明書7（1）により提出のあった証明書等を審査し、当該契約を履行できると証明された者に限り入札の対象とする。証明書等の審査の結果は、令和7年3月11日までに通知する。

なお、提出された証明書等について説明を求められたときには、これに応じなければならない。

8 入札書受付期間

(1) 電子入札方式による場合

令和7年3月12日午前8時30分から令和7年3月18日午後3時20分までに政府電子調達システム（G E P S）を利用して入札すること。

(2) 紙入札方式（持参）による場合

令和7年3月18日午後3時20分に開札場所に来場して入札すること。

(3) 紙入札方式（郵送）による場合

令和7年3月12日午前8時30分から令和7年3月17日午後5時00分（開札日の前営業日）までに5（2）（総務部会計課審査係）宛てに二重封筒・書留郵便で郵送すること。

なお、期間内に到着しなかった場合は、入札を無効とする。

9 開札の場所及び日時

(1) 場 所 九州農政局入札室

（〒860-8527 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟10階）

(2) 日 時 令和7年3月18日午後3時30分

(3) 開札後、落札者は担当者の指示に従い速やかに入札金額内訳書を提出すること。

10 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 入札保証金及び契約保証金 免除

12 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって、有効な入札を行った入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否 要

14 その他 本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を

記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表しています。

（不当な働きかけ）

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。